

印西市人事行政の運営等の状況
の公表について

(令和4年度)

印 西 市

目 次

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況.....	1
(2) 職員の給与の状況.....	3
(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	25
(4) 職員の分限及び懲戒処分の状況.....	28
(5) 職員の服務の状況.....	29
(6) 職員の退職管理の状況	30
(7) 職員の研修の状況.....	31
(8) 職員の福利厚生の状況	33
(9) 公平委員会業務の状況	34

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 令和3年度実施職員採用競争試験の受験者及び合格者の状況

(単位：人)

結果 対象	受験者数	合格者数
一般行政職（上級）	235	18
技術職土木（上級）	8	2
技術職建築（上級）	4	0
保育士	27	4
一般行政職（初級）	25	4
保健師	6	1
社会福祉士	6	0

(2) 令和3年度退職者数の状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

(単位：人)

事 由 年度	定年 退職	勸奨等 退職	自己 都合 退職	任期満了 による 退職	派遣終了 による 退職	その他 退職	合計
令和3年度	12	5	13	3	7	—	40

【参考】令和2年4月1日～令和3年3月31日

令和2年度	12	2	8	—	8	—	30
-------	----	---	---	---	---	---	----

(3) 令和4年4月1日付け昇任・降任の状況

令和4年4月1日付けの昇任は80名でした。各級への昇任の状況は以下のとおりです。
なお、降任については1名でした。

(単位：人)

部 長 (8級)	参 事 (8級)	課 長 (7級)	主 幹 (6級)	係長等 (5級)	主査等 (4級)	主査補等 (3級)	主任主事等 (2級)
2	0	5	7	20	9	19	18

(4) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 2021年4月1日～2026年3月31日における定員管理の数値目標

2021年4月1日 職員数	2026年3月31日 職員数	純増数	純増率
人 682	人 702	人 20	% 2.93

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
2021年4月1日	2026年3月31日	702人

② 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区 分	2020 年	2021 年 (1 年目)	2022 年 (2 年目)	2023 年 (3 年目)	2024 年 (4 年目)	2025 年 (5 年目)	期間計
減 員	—	△34	△42	—	—	—	—
増 員	—	41	35	—	—	—	—
差 引	—	7	△7	—	—	—	—
職員数	674	681	674	—	—	—	—

（注）1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 「減員」は前年度退職者数（派遣および転出者含む）、「増員」は前年4月2日～当年4月1日までの採用者（転入者含む）です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口 (R4. 1. 1)	歳 出 額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参 考) 前年度の 人件費率
令和3年度	人 107,633	千円 42,455,344	千円 3,617,459	千円 6,247,482	% 14.7	% 11.3

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含む。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

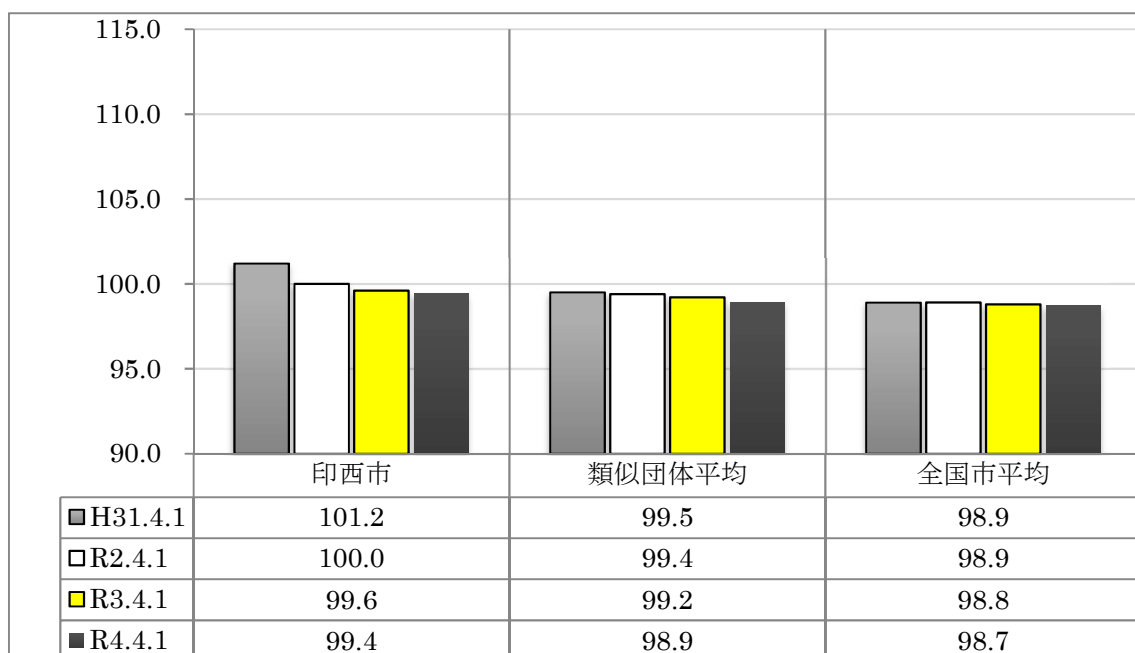
区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費(B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
令和3年度	人 663	千円 2,705,344	千円 728,512	千円 1,104,293	千円 4,538,149	千円 6,845	千円 6,357

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）
（一般行政職）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
印西市	44.3 歳	330,800円	425,697円	387,676円
千葉県	40.3 歳	303,451円	406,013円	356,003円
国	42.7 歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	42.0 歳	314,081円	402,611円	364,751円

（技能労務職）

区 分	公務員					民間			参 考 A/B
	平均 年齢	職員 数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	
印西市	54.7 歳	9	275,500 円	326,200円	313,367 円	—	—	—	—
うち用務員	55.0 歳	2	280,000 円	324,700円	315,700 円	—	49.1 歳	236,600円	1.37
うち自動車運転手	54.5 歳	2	308,300 円	368,900円	361,800 円	—	59.7 歳	220,600円	1.67
うち学校給食員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他技能労務職	53.8 歳	5	260,500 円	309,480円	292,920 円	—	—	—	—
千葉県	53.4 歳	322	301,594 円	360,660円	338,057 円	—	—	—	—
国	51.5 歳	2,114	286,570 円	—	328,416 円	—	—	—	—
類似団体	52.6 歳	—	321,221 円	377,100円	359,636 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
印西市	—	—	—
うち用務員	5,317,000 円	3,187,900 円	1.67
うち自動車運転手	5,859,500 円	2,791,700 円	2.10
うち学校給食員	—	—	—
その他技能労務職	5,182,360 円	—	—

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成31年～令和3年の3ヵ年平均)
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(医療技術職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
印西市	40.0 歳	281,600 円	370,900 円	318,971円
千葉県	—	—	—	—
国	46.5 歳	312,940 円	—	357,805円
類似団体	—	—	—	—

(看護・保健職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
印西市	42.2 歳	319,000 円	411,310円	362,490円
千葉県	—	—	—	—
国	47.7 歳	319,817 円	—	358,479円
類似団体	41.8 歳	304,178 円	381,169円	341,748円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。

② 職員の初任給の状況

(令和4年4月1日現在)

区 分		印西市	千葉県	国
一般行政職	大 学 卒	188,700 円	188,700 円	182,200円
	高 校 卒	154,900 円	154,900 円	150,600円
技能労務職	高 校 卒	152,700 円	152,700 円	—
	中 学 卒	139,900 円	139,900 円	—
医療技術職 (栄養士)	大 学 卒	190,800 円	—	—
	短 大 卒	173,600 円	173,600 円	—
看護・保健職 (保健師)	大 学 卒	223,700 円	220,700 円	—
	短大3卒	215,200 円	215,200 円	—

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(令和4年4月1日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	261,225 円	354,122 円	377,464 円	422,877 円
	高校卒	—	—	※ 331,400 円	※ 377,967 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
医療技術職 (栄養士)	大学卒	—	—	—	—
	短大卒	—	—	—	—
看護・保健職 (保健師)	大学卒	—	—	—	—
	短大3卒	—	—	—	—

(注) 1 経験年数とは、学校卒業後すぐに市に採用され引き続き勤務している場合には採用後の年数をいい、採用前に職歴などのある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

2 「※」に該当する階層は、該当職員が3人以下であったため近似の階層を含めており、近似の階層を含めても3人以下の場合は「—」としています。

(5) 一般行政職の級別職員数等の状況

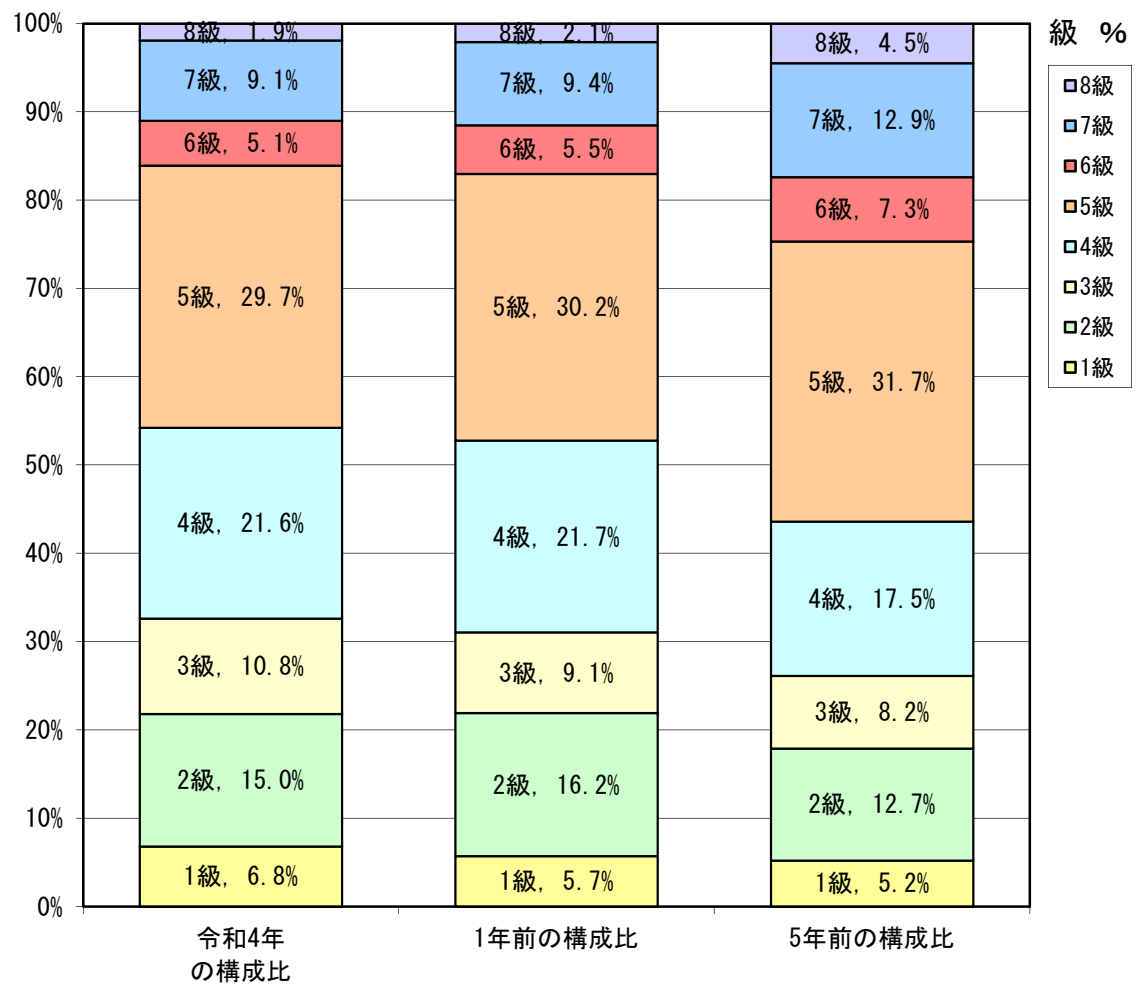
① 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

(令和4年4月1日現在)

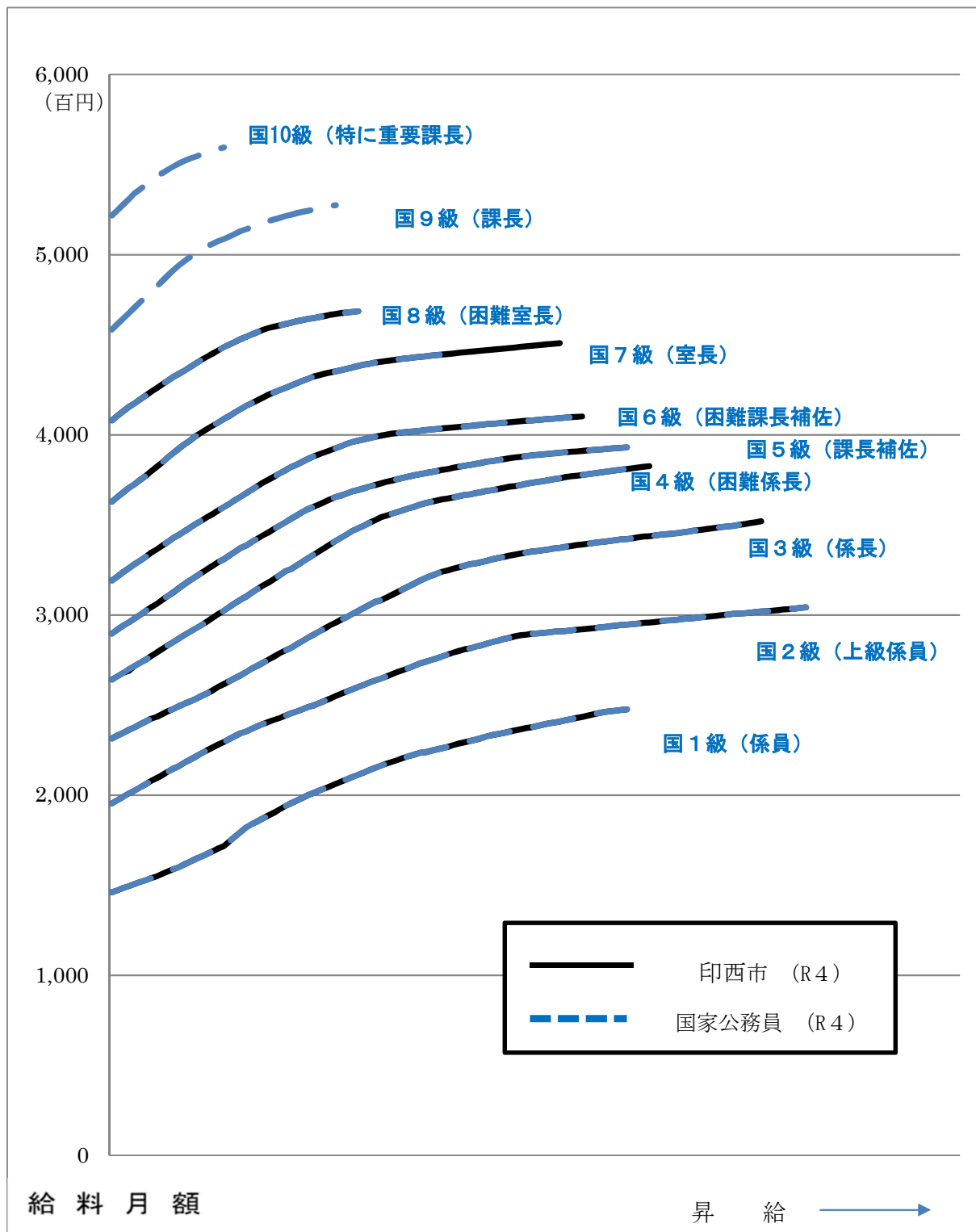
区分	標準的な職務内容	職員数 (福祉職等を 除く)	構成比	1号級の 給料月額	最高号級の 給料月額
1級	主事、技師	32人	6.8%	146,100円	247,600円
2級	主任主事、主任技師	71人	15.0%	195,500円	304,200円
3級	主査補	51人	10.8%	231,500円	352,000円
4級	主査	102人	21.6%	264,200円	382,600円
5級	係長、副主任	140人	29.7%	289,700円	393,000円
6級	課長補佐、主幹	24人	5.1%	319,200円	410,200円
7級	課長、副参事	43人	9.1%	362,900円	450,900円
8級	部長、参事	9人	1.9%	408,100円	468,600円

(注) 1 印西市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



② 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



③ 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				

(6) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

印西市（令和３年度）	千葉県（令和３年度）	国（令和３年度）
1人当たり平均支給額 1,625 千円	1人当たり平均支給額 1,656 千円	—
期末手当 勤勉手当 2.4月分 1.90月分 (1.35)月分 (0.9)月分	期末手当 勤勉手当 2.4月分 1.90月分 (1.35)月分 (0.9)月分	期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和４年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				

② 退職手当

(令和4年4月1日現在)

印 西 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の 加算措置	定年前早期退職等特例措置 (2%～45%加算)		その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
退職時 特別昇給	—		退職時 特別昇給	—	
1人当たり 平均支給額	12,949千円		—		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員(会計は問わない)に支給された平均額です。

③ 地域手当(普通会計)

(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)			287,239千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)			353,308円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	10.2%	798人	16%
地域手当補正後ラスパイレス指数(令和3年度)			94.6
(令和3年度ラスパイレス指数)			(99.6)

(注) 1 支給率及び支給対象職員数は令和4年4月1日現在の数値です。

(短時間勤務職員を含む。)

2 支給職員1人当たり平均支給年額は、実支給人数で除した額です。(特別職除く)

3 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

④ 特殊勤務手当（普通会計）

（令和４年４月１日現在）

支給実績（令和３年度決算）			６４千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）			５，３１７円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和３年度）			１．３％
手当の種類（手当数）			４
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症処理手当	保健職	感染症処理事務に従事した時	日額 300 円
税務手当	税務職	滞納整理事務に従事した時	日額 300 円 （ただし、月額 3,000 円以内）
ごみ処理手当	一般行政職	廃棄物処理及び不法投棄物処理作業等に従事した時	日額 400 円
行旅病人及び行旅等死亡人取扱手当	福祉職	行旅病人及び行旅等死亡人取扱に従事した時	取扱い１件につき 病人のとき ２,０００円 死亡人のとき ３,０００円

（注） 短時間勤務職員を含む。

⑤ 時間外勤務手当（普通会計）

支給実績（令和３年度決算）	２０８，１７３千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	２８２千円
支給実績（令和２年度決算）	２０１，５３７千円
職員１人当たり平均支給年額（令和２年度決算）	２７８千円

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和３年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑥ その他の手当（令和４年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和３年度決算)	支給職員１人当 平均支給年額 (令和３年度決算)
扶養手当	・子 １０，０００円 (16 歳から 22 歳までの子１人 ５，０００円加算) ・配偶者、父母等 ６，５００円	同じ	—	63,268 千円	242,408 円
住居手当	・借家の場合 (家賃 16,000 円超に限る) 家賃の額に応じて 28,000 円を限度に支給	同じ	—	33,998 千円	276,410 円
通勤手当	・電車、バスを利用する場合 定期券代など 55,000 円を 上限額として支給(6 ヶ月定期券 代のまとめ払い制を導入) ・乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて 2,000 円 ～ 31,600 円を支給	同じ	—	54,729 千円	73,265 円
管理職 手当	・課長補佐相当職以上の 職に応じて支給 8 級部長相当職 87,300 円 8 級参事相当職 73,500 円 7 級課長相当職 60,100 円 7 級課長相当職以外 44,300 円 6 級課長補佐相当職 35,800 円	異なる	・俸給の特別 調整額として 支給(月額) ・区分及びそ の額	49,687 千円	653,779 円
宿日直 手当	・職員が宿日直の勤務に 服した場合に支給 勤務１回につき 4,400 円	同じ	—	1,082 千円	7,731 円

(注) 短時間勤務職員を含む。

(7) 特別職の報酬等の状況

(令和4年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	(参考) 類似団体における最高/最低額 R4類似団体区分 850,000円 1,030,000円 / 686,000円		
	副 市 長	710,000円 880,000円 / 667,300円		
	教 育 長	683,000円 - / -		
報 酬	議 長	460,000円 760,000円 / 450,000円		
	副 議 長	390,000円 670,000円 / 390,000円		
	議 員	370,000円 620,000円 / 370,000円		
地 域 手 当	市 長	5%		
	副 市 長	5%		
	教 育 長	5%		
期 末 手 当	市 長 副 市 長 教 育 長	(令和3年度支給割合) 6月期 2.225月分 12月期 2.075月分 計 4.3月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和3年度支給割合) 6月期 2.225月分 12月期 2.075月分 計 4.3月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 850,000円×在職月数×0.35 (支給率)	(1期の手当額) 14,280,000円	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	710,000円×在職月数×0.25 (支給率)	8,520,000円	任期毎
	教 育 長	683,000円×在職月数×0.2 (支給率)	4,917,600円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（市長・副市長4年＝48月、教育長3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(8) 公営企業職員の状況

【水道事業】

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 令和2年度 総費用に占める職員 給与費比率
令和3年度	千円 608,953	千円 46,911	千円 45,578	% 7.5	% 7.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 7,523 千円を含まない。

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり	印西市(普通会計) 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	給与費(B/A)	
令和3年度	人 7	千円 26,628	千円 6,426	千円 10,815	千円 43,869	千円 6,267	千円 6,845

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
印西市	44.3 歳	392,433 円	579,958 円
団体(市町村)平均	45.5 歳	335,492 円	501,390 円

(注) 1 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合算額

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

印西市(令和3年度)	団体(市町村)平均(令和3年度)
1人当たり平均支給額 1,681千円	1人当たり平均支給額 1,457千円
期末手当 2.4(1.35)月分 勤勉手当 1.90(0.9)月分	—

(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	—
---	---

※ () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当

(令和4年4月1日現在)

印 西 市			団体(市町村)平均	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	—	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
最高限度	47.709月分	47.709月分		
その他の 加算措置	定年前早期退職等特例措置 (2%～45%加算)		その他の 加算措置	—
退職時 特別昇給	—		退職時 特別昇給	—
1人当たり 平均支給額	12,949 千円		22,391 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員(会計は問わない)に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)			2,872 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)			410,290 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10.2%	7人	10.2%

(注) 1 支給率及び支給対象職員数は令和4年4月1日現在の数値です。

2 支給職員1人当たり平均支給年額は、実支給人数で除した額です。

エ 特殊勤務手当

支給対象なし(令和4年4月1日現在)

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	803 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	201 千円
支給実績(令和2年度決算)	590 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	147 千円

(注) 1 時間外手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和４年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和３年度決算)	支給職員１人当 平均支給年額 (令和３年度決算)
扶養手当	・子 １０，０００円 (16 歳から 22 歳までの子１人 ５，０００円加算) ・配偶者、父母等 ６，５００円	同じ	—	38 千円	18,900 円
住居手当	・借家の場合 (家賃 16,000 円超に限る) 家賃の額に応じて 28, 000 円を限度に支給	同じ	—	984 千円	328,000 円
通勤手当	・電車、バスを利用する場合 定期券代など 55, 000 円を 上限額として支給(6 ヶ月定期券 代のまとめ払い制を導入) ・乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて 2, 000 円 ～ 31, 600 円を支給	同じ	—	519 千円	74,171 円
管理職 手当	・課長補佐相当職以上の 職に応じて支給 8 級部長相当職 87, 300 円 8 級参事相当職 73, 500 円 7 級課長相当職 60, 100 円 7 級課長相当職以外 44, 300 円 6 級課長補佐相当職 35, 800 円	同じ	—	1,151 千円	575,400 円
宿日直 手当	・職員が宿日直の勤務に 服した場合に支給 勤務１回につき 4, 400 円	同じ	—	13 千円	6,600 円

(注) 短時間勤務職員を含む。

【下水道事業】

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 令和2年度 総費用に占める職員 給与費比率
令和3年度	千円 2,795,468	千円 218,120	千円 29,516	% 1.1	% 2.5

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり	印西市(普通会計) 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	給与費(B/A)	
令和3年度	人 12	千円 47,844	千円 13,383	千円 19,625	千円 80,852	千円 6,738	千円 6,845

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
印西市	45.5 歳	397,685 円	595,569 円
団体(市町村)平均	43.9 歳	331,629 円	493,022 円

(注) 1 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合算額

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

印西市(令和3年度)		団体(市町村)平均(令和3年度)	
1人当たり平均支給額	1,681千円	1人当たり平均支給額	1,434千円
期末手当	勤勉手当	—	
2.4(1.35)月分	1.90(0.9)月分		

(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	—
---	---

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当

(令和4年4月1日現在)

印 西 市			団体（市町村）平均	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	—	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
最高限度	47.709月分	47.709月分		
その他の 加算措置	定年前早期退職等特例措置 (2%～45%加算)		その他の 加算措置	—
退職時 特別昇給	—		退職時 特別昇給	—
1人当たり 平均支給額	12,949千円		6,569千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員(会計は問わない)に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)			5,210千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)			434,200円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10.2%	12人	10.2%

(注) 1 支給率及び支給対象職員数は令和4年4月1日現在の数値です。

2 支給職員1人当たり平均支給年額は、実支給人数で除した額です。

エ 特殊勤務手当

支給対象なし(令和4年4月1日現在)

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	3,994千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	444千円
支給実績(令和2年度決算)	4,995千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	555千円

(注) 1 時間外手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和４年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和３年度決算)	支給職員１人当 平均支給年額 (令和３年度決算)
扶養手当	・子 １０，０００円 (16 歳から 22 歳までの子１人 ５，０００円加算) ・配偶者、父母等 ６，５００円	同じ	—	1,470 千円	294,000 円
住居手当	・借家の場合 (家賃 16,000 円超に限る) 家賃の額に応じて 28,000 円を限度に支給	同じ	—	397 千円	198,500 円
通勤手当	・電車、バスを利用する場合 定期券代など 55,000 円を 上限額として支給(6 ヶ月定期券 代のまとめ払い制を導入) ・乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて 2,000 円 ～ 31,600 円を支給	同じ	—	835 千円	83,460 円
管理職 手当	・課長補佐相当職以上の 職に応じて支給 8 級部長相当職 87,300 円 8 級参事相当職 73,500 円 7 級課長相当職 60,100 円 7 級課長相当職以外 44,300 円 6 級課長補佐相当職 35,800 円	同じ	—	1,769 千円	884,400 円
宿日直 手当	・職員が宿日直の勤務に 服した場合に支給 勤務１回につき 4,400 円	同じ	—	31 千円	10,267 円

(注) 短時間勤務職員を含む。

(9) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在、単位：人)

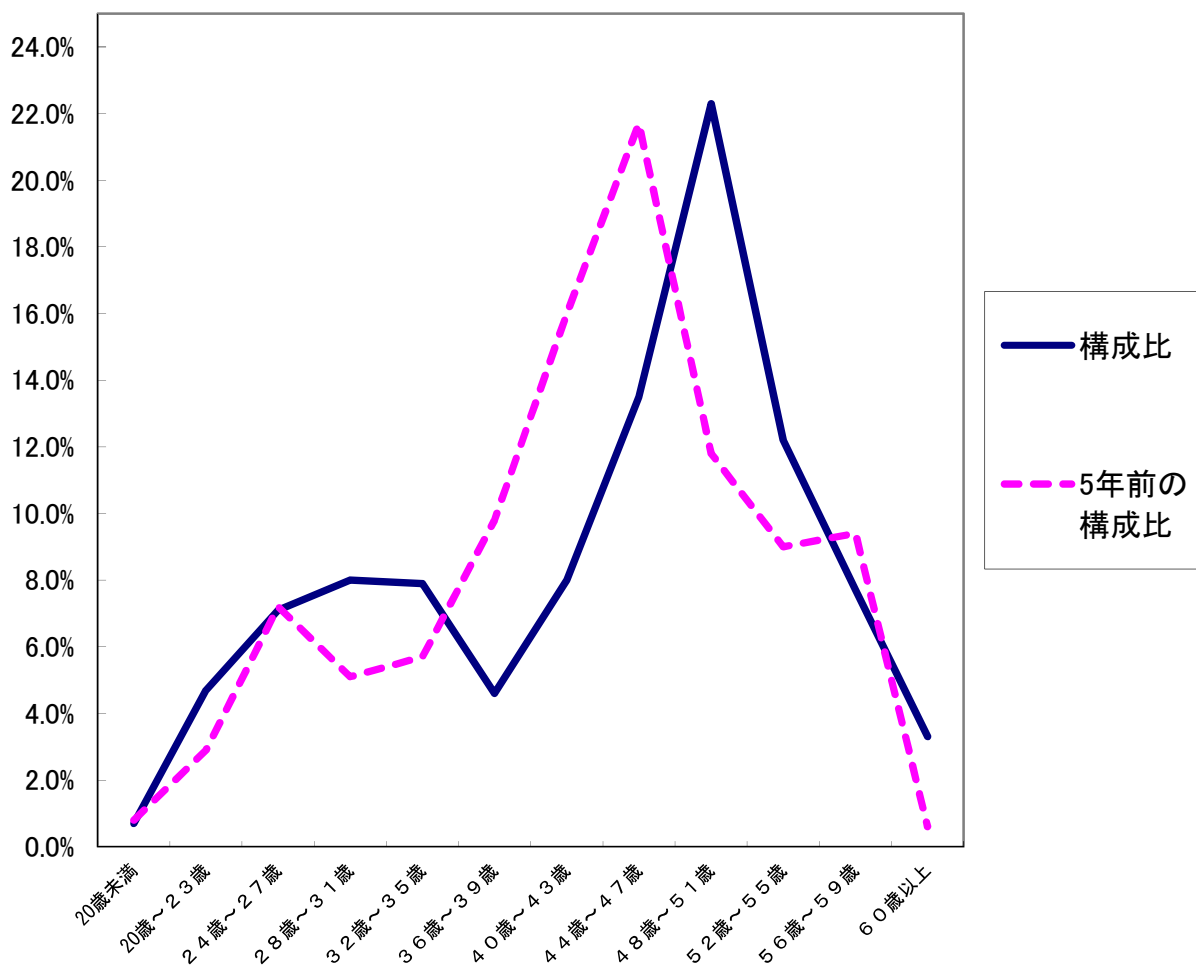
区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	備 考
			令和3年	令和4年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	0	
		総 務	1 6 3	1 5 6	△ 7	
		税 務	3 6	3 6	0	
		農 林 水 産	1 7	1 7	0	
		商 工	6	9	3	
		土 木	6 0	5 9	△ 1	
民 生		1 7 0	1 6 6	△ 4		
衛 生		5 6	5 9	3		
	計	5 1 4	5 0 8	△ 6	<参考> 人口1万当たり職員数 46.98 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 人)	
	教育部門		1 2 2	1 2 0	△ 2	
	小 計	6 3 6	6 2 8	△ 8	<参考> 人口1万当たり職員数 58.07 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道		7	7	0	
	下 水 道		1 1	1 1	0	
	そ の 他		2 7	2 8	1	
	小 計		4 5	4 6	1	
合 計			6 8 1 〔778〕	6 7 4 〔778〕	△ 7	<参考> 人口1万当たり職員数 62.33人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 〔 〕内は、条例定数の合計です。

(10) 年齢別職員構成の状況

(令和4年4月1日現在)



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5	32	48	54	53	31	54	91	150	82	52	22	674

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。

(1 1) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	過去 5 年間の 増減数 (率)
一般行政職	486	491	507	509	514	508	22 (4.5%)
教育	130	131	118	121	122	120	△10 (△7.7%)
普通会計計	616	622	625	630	636	628	12 (1.9%)
公営企業等 会計計	47	46	42	44	45	46	△1 (△2.1%)
総合計	663	668	667	674	681	674	11 (1.7%)

(注) 各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間状況

1 週間の 正規の 勤務時間	1 日の 正規の 勤務時間	条例・規則の状況		勤務時間の運用状況	
		開始時刻	終了時刻	休憩	休息
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 : 00 ～ 13 : 00	—

(2) 一般職員の年次有給休暇の取得状況

制度概要	平均取得日数
1 年につき 20 日付与 残日数（20 日上限）を翌年に繰越し可	13.9 日

(注) 1 調査対象期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日です。

2 年次有給休暇は、4 月 1 日に在職する職員に対して、1 年につき 20 日が与えられます。

(3) その他休暇等の種類

① 療養休暇

傷病のため療養を要し、又は就業を禁止された場合には、医師等の証明に基づき、次の限度で療養休暇が与えられる。

ア 公務による負傷等 療養に要する期間

イ その他の負傷等 医師の証明に基づき同一の負傷等で 90 日以内

② 介護休暇

職員の配偶者等が重度の疾病、負傷又は高齢のため、職員自らが介護を行う必要がある場合に任命権者の許可を得て休むことで、2 週間以上の期間で、通算して 6 月の期間内（3 回以下）を限度に与えられる。なお、その勤務しない時間については、給与は減額される。

③ 特別休暇

休 暇 の 種 類	日 数
1. 選挙権その他公民としての権利行使	その都度必要と認める期間
2. 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	その都度必要と認める期間
3. ドナー休暇	その都度必要と認める期間
4. ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 1 の年において 5 日の範囲内の期間
5. 職員の結婚	5 日
6. 妊娠中の職員が受ける保健指導又は健康診査	妊娠 満 2 3 週まで 4 週間に 1 回 妊娠 満 2 4 週から満 3 5 週まで 2 週間に 1 回 妊娠 満 3 6 週から出産まで 1 週間に 1 回 出産後 1 年以内 1 回 1 回につき、保健指導又は健康診査に必要な時間
7. 妊娠中の職員の通勤時における母体又は胎児の健康保持	1 日を通じて 1 時間を越えない範囲内で必要とされる時間
8. 妊娠中の職員の休息又は補食	その都度必要とされる時間
9. 女性職員の出産	出産の予定日以前 8 週間（多胎妊娠の場合 1 4 週間）に当たる日から出産の日後 8 週間を経過する日までの期間
10. 職員の生後満 1 年に達しない子の育児	1 日 2 回とし、1 日を通じて 6 0 分
11. 配偶者の出産	出産の日後 2 週間を経過する日までの期間内における 3 日の範囲内の期間
12. 育児参加	配偶者の出産予定日以前 8 週間（多胎妊娠の場合 1 4 週間）に当たる日から出産の日後 8 週間を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学前の子の養育のため 5 日の範囲内の期間
13. 子の看護休暇	小学校就学前の子の看護（負傷、疾病の世話）をするため 1 の年において 5 日（対象の子が 2 人以上の場合は 1 0 日）の範囲内の期間
14. 短期介護休暇	配偶者等の看護（負傷、疾病の世話）をするため 1 の年において 5 日の範囲内の期間（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、1 0 日）

休 暇 の 種 類	日 数
15. 忌引	職員と死亡した人との関係に応じた日数の範囲内で必要と認める期間
16. 職員が父母、配偶者及び子の追悼のため行う特別な行事	慣習上最小限度必要と認める期間
17. 夏季休暇	6月から9月までの期間における7日
18. リフレッシュ休暇	勤続期間20年に達した者 連続する3日 勤続期間30年に達した者 連続する5日
19. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく交通の制限又は遮断	その都度必要と認める期間
20. 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による交通しや断	その都度必要と認める期間
21. 地震、水害、火災その他の災害時の職員の通勤途上における身体の危険の回避	その都度必要と認める期間
22. 地震、水害、火災その他の災害時の職員の現住居の滅失又は破壊	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において、分限処分に付された者、懲戒処分に付された者は以下のとおりです。

(1) 分限処分者数

処分の種類 処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合	—	—	—	—	—
心身の故障の場合	—	—	15	—	15
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	—
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	—
条例で定める事由による場合	—	—	—	—	—
合 計	—	—	15	—	15

(2) 懲戒処分者数

処分の種類 処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	—	—	—	—	—
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合	3	1	—	—	4
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合	—	—	—	—	—
合 計	3	1	—	—	4

懲戒処分者内訳

処分の種類 処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
交通事故	—	—	—	—	—
道路交通法違反	—	—	—	—	—
その他	3	1	—	—	4
合 計	3	1	—	—	4

5 職員の服務の状況

(1) 育児休業及び部分休業の取得者数

育児休業とは、職員が満3歳未満の子を養育するために休業しようとする期間（3歳の誕生日の前日までが最大限）を明らかにし、承認を得て休業することをいいます。

また、部分休業とは、職員が満3歳未満の子を養育するために1日の勤務時間の1部について勤務しないことをいい、1日を通じて2時間を越えない範囲で取得できるものです。なお、両休業とも勤務しない期間・時間については、給与は支給されません。

区分 職員	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
男性職員	1	0
	0	0
女性職員	5	2
	5	3
計	6	2
	5	3

(注) 上段は、令和3年度中に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段は育児休業（部分休業）の期間が令和2年度から令和3年度にかけて引き続いている者です。

(2) 職務専念義務免除の承認数

職員は、「その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、その職務のみ従事しなければならない」とされていますが、特例条例により職務に専念する義務の免除を承認された者は以下のとおりです。

(令和3年度承認者数・人)	
事 由	
総合的な健康診査（人間ドック）	2 5 4
研究集会への参加	0
学校その他の団体から依頼されての講義	0
市行政の運営上特に必要と認められる団体への参加	0
レクリエーションへの参加（運動大会）	0
学校教育法に規定する大学の通信教育の授業への参加	0
その他市長が認めるもの（消防団の出動等）	7 1 1
合 計	9 6 5

6 職員の退職管理の状況

市の職員であった者が退職後に営利企業等に再就職した場合、一定の期間、在職していた執行機関の組織等の職員に対して契約等の事務について依頼等をすることが禁止されています。

「印西市職員の退職管理に関する条例」に基づき令和4年3月31日以降に退職した職員より届出のあった再就職の状況及び再就職者からの依頼等の状況については以下のとおりです。

(1) 職員の再就職の状況

再就職先	人数
医療法人 けんゆう会	1人
尼崎市教育委員会事務局	1人
一般社団法人 教科書協会	1人

(2) 再就職者からの依頼等の状況

再就職者からの依頼等はありませんでした。

7 職員の研修の状況

(1) 職員研修

派遣研修	印旛郡市広域市町村圏事務組合 日数 17 日 参加人数 105 人	新規採用職員研修（2 日間）	2 7	地方公務員としての立場認識および執務上必要とされる基礎的知識の習得を図る。
		地方自治制度研修（2 日間）	2 0	地方自治制度の知識の習得を図る。
		接遇能力向上研修（3 日間）	2 7	行政サービスの向上を考え、クレームへの対応能力の向上を図る。
		その他（1 0 日）	3 1	
	千葉県自治研修センター 日数 28 日 参 加 人 数 21 人	女性活躍推進研修（2 日間）	3	自らのキャリアデザイン、ワークライフバランス、働くことの意識を考え、仕事や人生に対してやる気の向上を図る。
		クレーム対応（個人編）研修（2 日間）	3	基本的知識を深め、コミュニケーション力を中心に演習を通して学ぶ。
		その他（2 4 日）	1 5	
	市町村アカデミー 日数 11 日 参加人数 1 人	住民税課税事務（1 1 日間）	1	所得課税の理論、地方税法、個人住民税の税額算出、税に関する情報の開示とプライバシーの保護等に関する講義、演習等により、住民課税事務に必要な専門知識の習得と実務遂行能力の向上を図る。
	自治大学校 日数 1 日 参加人数 1 人	その他（1 日）	1	
	日本経営協会 日数 15 日 参加人数 10 人	指定管理者のモニタリングと評価・事業者選定の実務（オンライン）（1 日）	1	アウトソーシング戦略と指定管理者制度、モニタリングとリスク管理について学ぶ。
入札制度をめぐる諸問題の克服（2 日）		1	入札制度の基礎、入札改革の成功事例や立川方式について学ぶ。	
その他（12 日）		8		
特別研修	市主催等 日数 4 日 参加人数 43 人	新採研修（3 日間）	2 8	新規採用職員を対象とした、基礎実務を習得するための庁内研修
		その他（1 日）	1 5	

職場研修	O J T 日数 44 日 参加人数 896 人	RPA 等試行導入に係る検証結果報告会（1 日）	7 4	行政改革の一環として RPA の試行導入の検証結果について報告し、RPA 導入可能な業務の選定を行う上での参考としてもらうもの
		契約・支出事務に関する研修会（1 日）	7 3	契約の流れと伝票起票の注意点、随意契約ガイドライン・業務委託契約履行確認マニュアルの説明、支出事務の手引きの改正についての研修
		情報セキュリティ研修（1 日）	1 3 6	情報セキュリティに関する研修
		その他（41 日）	6 1 3	
その他	市主催等 日数 11 日 参加人数 201 人	メンタルヘルス研修（1 日）	8 7	ストレスについての基礎知識の習得、所属職員に心身の不調が出た時の対処法など管理職としての必要となる対応方法等を学ぶ。
		アサーティブコミュニケーション研修（1 日）	4 7	アサーティブコミュニケーションの手法を理解し、相手の気持ちを尊重しながら、自分の意見を伝えることを学ぶ。
		その他（9 日）	6 7	
令和 3 年度職員研修 合計			1, 2 7 8	

8 職員の福利厚生状況

福利厚生制度は、地方公務員法第42条で、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」と義務づけられています。令和3年度の福利厚生の実績は以下のとおりです。

(1) 保険事業

① 職員定期健康診断…受診者637人	<u>5, 334, 670円</u>
② 破傷風予防接種…受診者延べ67人	<u>187, 600円</u>
③ MR 予防接種…受診者6人	<u>54, 600円</u>
④ B型肝炎予防接種…延べ42人	<u>231, 000円</u>
⑤ 職員ストレスチェック…受診者966人	<u>231, 000円</u>

(2) 元気回復事業

① 総合福利厚生システム事業委託	<u>2, 909, 280円</u>
------------------	---------------------

(3) 千葉縣市町村職員互助会

① 千葉縣市町村職員互助会	<u>971, 280円</u>
---------------	------------------

(4) その他厚生事業

① 全国市長会団体定期保険	<u>2, 777, 873円</u>
---------------	---------------------

9 公平委員会業務の状況

公平委員会とは、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するための機関です。
令和３年度の千葉縣市町村公平委員会業務の状況に関する報告については次のとおりです。

１．勤務条件に関する措置の要求に係る事項	該当する案件はなかった。
２．不利益処分についての不服申し立てに係る事項	該当する案件はなかった。